

上海市人民政府令
第 44 号

《上海浦東空港総合保税區管理弁法》はすでに 2010 年 5 月 24 日の市政府第 76 回常務會議で通過され、これより第五回公布をし、2010 年 7 月 1 日より実施する。

市長 韓正

二〇一〇年五月二十八日

上海浦東空港総合保税區管理弁法
(2010 年 5 月 28 日上海市人民政府令第 44 号公布)

第一条 (目的と根拠)

上海浦東空港総合保税區 (以下、浦東空港総保区という) の管理を強化し、浦東空港総保区の建設と発展を保証するため、法律、法規と《国务院：上海浦東空港総合保税區的設立に同意することに関する批復》及び国家の関連政策に基づいて、本市の實際状況を結合させて、本弁法を制定する。

第二条 (適用範圍)

本弁法は浦東空港総保区の計画範圍内において、国家の関連部門の検収合格を経てそして閉鎖式管理を実行する特殊監督管理区域に適用される。

第三条 (区域機能)

浦東空港総保区は国際貨物積替え、国際仕入れ配送、国際中継貿易、国際速達便中継ぎ輸送、メンテナンス点検、ファイナンスリース、倉庫貯蔵物流、輸出加工、商品展示取引及び関連する金融保険、代理等の業務を發展させ、関連機能を開拓發展させる。

第四条 (管理職責)

上海総合保税區管理委員會 (以下、管委會という) を市政府の派出機構とし、浦東空港総保区内の関連行政事務を統一管理を担当し、以下の職責を履行する。

(一) 浦東空港総保区の計画の編成に参加し、浦東空港総保区の産業動向、財政支援などの政策の協調、そして浦東新区、市の関連行政管理部門と強調して実現を推進する。

(二) 浦東空港総保区の開発建設の実施を組織し、関連単位を指導して土地の初期開発及びインフラ設備建設を実施する。

(三) 規定に従って関連行政管理部門の委託を受け、浦東空港総保区内の行政審査批准仕事を担当し、企業に指導及びサービスを提供する。

(四) 税関及び検査検疫等の監督管理部門が浦東空港総保区内で通関の便利措置を推進し、新たな監督管理スキームを作り上げる。

(五) 浦東空港総保区の機能開発を指導し、投資環境と公共サービスの完備を促進し、投資を誘致し、現代サービス業の発展を推進する。

(六) 市及び浦東新区の関連行政管理部門と協調して浦東空港総保区内の公共事務管理を強化する。

管委会が管理を担当する浦東空港地区の行政事務が浦東国際空港地区に関係する場合、上海空港（集団）有限公司（以下、空港集団という）の意見を聴取しなければならない。

市及び浦東新区の関連行政管理部門は各々の職責により、協力して浦東空港総保区の関連工作に取り組む。

第五条（計画編成）

浦東空港総保区は市計画行政管理部門により管委会、浦東新区政府と共同して組織編制し、そして法定プロセスに従って報告批准する。そのうち、浦東国際空港地区に関係する場合、民用空港計画管理の関連規定を執行しなければならない。

管委会は浦東空港総保区の制御性詳細計画の実際需要に基づいて、建設性詳細計画の編制を組織することができる。

浦東空港総保区の専門事項計画は法律、法規に基づいて編成する。

前項で規定している編制計画組織機関は、計画編制過程で環境影響評価を行うことを組織しなければならない。

第六条（産業指導方向と財政補助）

管委会は関連行政管理部門と共同で国家と本市の関連産業発展戦略及び浦東空港総保区機能開発需要に基づいて、浦東空港総保区産業発展産業指導方向を制定、公布しなければならない。

管委会は浦東新区政府の財力手配に従って、重点産業発展奨励の財政支持等の政策を制定し、そして実施を組織する責任を負わなければならない。

第七条（行政審査批准実施の委託）

管委会は市の関連行政管理部門の委託を受けて、浦東空港総保区内で以下の行政審査批准事項を実施する。

（一）投資管理部門が委託する企業投資プロジェクトの認可及び備案。

（二）商務管理部門が委託する外商投資企業の設立審査批准。

（三）計画管理部門が委託する建設プロジェクト場所選定意見書、計画設計要求の査定、建設用地計画許可証、建設工事計画設計方案、建設工事計画設計方案、建設工事計画許可証の審査批准、及びに建設工事竣工計画検収。

（四）土地管理部門が委託する国有土地使用権の割当、払下げ等建設プロジェクトの土地提供の予備審査、ただし農民集体所有土地、農用地の建設用地への転用、建設プロジェクトが占有している未利用地を除く。

（五）管理部門が委託する建設プロジェクトの初歩設計審査、建設工事施行許可証の審査批准、及び一時的な道路の占有、道路の掘削、平面交差点増設の審査批准。

（六）市外観緑化管理部門が委託する建設プロジェクトの関連緑化設計方案の審査批准及び竣工検収、緑地臨時使用許可（公共緑地を含む）、樹木の移転、伐採（古木・名木を除く）の審査批准、及び野外広告の審査批准。

（七）環境保護管理部門が委託する建設プロジェクトの環境影響評価、テスト生産、竣工検収の審査批准、建設現場の夜間施工の審査批准、及び汚染物処理施設の放置、取壊しの審査批准；

(八) 民間防衛管理部門が委託する民間防衛防空壕工事審査批准と施工の図面審査。

(九) 科学技術管理部門が委託するハイテク企業認定の初期審査。

(十) 労働人事管理部門が委託する企業がその他の労働量制度を実行することの審査批准。

前項の行政審査批准事項が委託する具体的な内容は、管委会が関連行政管理部門と委託書の中で明確にする。

管委会は委託を受けて行政審査批准事項を実施する状況を委託する行政管理部門に報告しなければならない。委託する行政管理部門は管委会に対して行政審査批准事項に関する指導と監督を実施しなければならない。

第八条（屋外広告施設設置障地計画）

管委会は市容緑化管理部門と共同で本市屋外広告施設設置障地計画に基づいて、浦東空港総保区の屋外広告施設設置障地実施方案を編制し、法定プロセスによって批准申請をした後、屋外広告施設設置の審査批准根拠とする。

第九条（日常管理事務）

管委会は浦東空港総保区内で以下の日常管理事務を請け負う。

(一) 建設工事の建設報告、入札、竣工届出等の建設工事管理工作。

(二) 大型の据付工事を除く、建設工事の質・安全の監督検査。

(三) 区域環境、汚染源のモニタリング及び監督管理の組織し、そして汚染事故の応急処理の担当。

(四) 安全生産監督検査。

(五) 統計管理、協調及び監督検査。

(六) 建築廃棄物、生活ゴミの処置の申告管理。

管委会は厳格に国家及び本市の関連規定に従って前項の事務の日常管理を強化しなければならない。建設、環境保護、安全監督管理等の行政管理部門は管委会に対し、指導と監督を強化し、巡査検査及び抜打ち検査を行う権利を有する。

第十条（区内事務処理サービス）

本市の税務、工商、公安部門は浦東空港総保区内で事務所を設立または駐在員を派遣する。その他の関連行政管理部門は管委会の組織の下で、定期的に浦東空港総保区内で現場で事務処理を行う。

第十一条（企業設立登記）

浦東空港総保区内で企業を設立するに当たり、申請材料が揃っており、法定形式に符合する場合、工商行政管理部門は受理後その場で登記を許可する決定をしなければならない。企業設立及び共同審査批准事項に関係する場合、本市の共同審査批准の関連規定を執行する。

第十二条（税関監督管理）

以下の状況で税関の規定により分割配送、集中通関を行うことができる。

- （一）浦東空港総保区内の貨物の出区・国内への搬入。
- （二）国内貨物の浦東空港総保区への搬入。
- （三）浦東空港総保区と本市のその他の税関特殊監督管理区域の間での貨物の流通。

浦東空港総保区内で設立した企業（以下、区内企業という）は税関の審査照合後、税関ネットワークと電子データの交換を行うことができ、ペーパーレス通関作業を実現することができる。

洋山保税港区、外高橋保税区内に設立する企業は浦東空港総保区内に分支機構を設立ことができ、そして税関に備案することができる。

第十三条（検査検疫）

浦東空港総保区に入る空、海運貨物に対し、直通式管理スキームを実施し、統一して駐浦東空港総保区の検査検疫機構により検査報告、検査検疫、ビザ発行、通過を受け付け、そして、集中検査検疫を実施し、分割核銷通過の便利化措置を実施する。

浦東空港総保区に入る貨物に対し、“一線検疫、二線検査”の分類管理スキームを実行し、入区には検疫、出区は検査を実施する。国外から浦東空港総保区を経由して輸出する貨物には検査の実施を免除する。

浦東空港総保区内または浦東空港総保区、外高橋保税區、洋山保税港區との間での販売、移転する検査対象物に対し、検査検疫の実施を免除する。

浦東空港総保区に入る自社使用貨物及び設計、研究開発、製品テスト、出入国修理製品、設備リース等の業務に必要な材料、部品または施設に対して強制性製品認証を免除することができる。

第十四条（検査フローと方法の調整）

管委会と市口岸サービス部門は税関、検査検疫、国境検査、交通港口、空港集団などの団体と共同して安全保障と荷物の出入りの便利の原則に従って、合理的に浦東空港総保区倉庫貯蔵区域と浦東空港の倉庫との間で移転する貨物の検査フローと検査方法を確定し、必要な物流スピード通路を構築する。

第十五条（監督管理協調）

管委会は税関、検査検疫、国境検査、外貨、民間航空、口岸サービス、工商、税務、商務、公安、交通港口、空港集団等の単位と共同で浦東空港総保区監督管理の監督管理協調メカニズムを構築しなければならない。

第十六条（誠実信用管理）

税関と検査検疫等の監督管理部門は浦東空港総保区内で企業誠実信用ファイルを構築し、誠実で信用度の高い区内企業に対して通関等などの方面において便利措置を適用する。

第十七条（情報化建設）

管委会は税関、検査検疫、外貨、民間航空、口岸サービス、情報化、工商、税務、商務、公安、交通港口、空港集団等の単位と共同で浦東空港総保区の情報化の実施を組織・構築すべきであり、区内の公共情報資源の整合と有効利用を促進する。

第十八条（輸出入管理）

国家に別の規定がある場合を除き、浦東空港総保区と国外との間を出入りする貨物に対して輸出入許可証管理を実行しない。

第十九条（関税と輸入関節税）

国外から浦東空港総保区に入る貨物は税関の規定に従って保税する、または輸入関税及び輸入環節税を徴収免除する。

国家に別途規定がある場合を除き、浦東空港総保区から国外に運ばれる貨物に対し輸出関税を徴収免除する。

第二十条（生産及び流通環節の税收）

区内企業が区内で加工、生産する貨物が、およそ貨物直接輸出に属する場合、増値税及び消費税を徴収免除する。

貨物が浦東空港総保区から出て国内に入って販売する場合、貨物輸入の関連規定にしたがって通関手続きを行い、そして貨物の実際状態に応じて徴税する。

区内企業間の貨物取引については、増値税及び消費税を徴収しない。

第二十一条（税額還付）

国内貨物が浦東空港総保区に入るのを輸出とみなし、区外企業は現行の税收政策にしたがって税金還付を行う。

第二十二条（通行管理）

管委会は必要な監督管理措置を協調して実現させ、浦東空港総保区に出入りする運輸工具及び関連人員に安全、秩序のある通行保障を提供しなければならない。

貨物輸送を請負う運輸工具が浦東空港総保区に出入りする場合、税関の指定する専用通路を経由して出入りしなければならない、そして税関の検査を受けなければならない。

第二十三条（行政処罰）

管委会は《上海市都市管理が相集中行政処罰権暫定弁法》及び《上海市人民政府：浦東新区都市管理分や相对集中行政処罰権範圍拡大に関する決定》で規定している事項及び權限にしたがって、浦東空港總保区内で行政処罰権を行使する。

管委会が行政審査批准及び日常管理事務を請け負う範圍内で、関連行政管理部門は管委会に委託して相應の行政処罰権を行使することができる。

第二十四条（法律實施協力）

管委会は関連行政管理部門に支持、協力し、法定プロセスにしたがって行政法律執行職責を履行しなければならない。

管委会は統一、集中して関連行政管理部門が浦東空港總保区の日常行政法律執行活動を手配しなければならない。突発性の検査、抜打ち検査及び応急性行政法律執行活動に対し、管委会は関連行政管理部門と共同で予備方案を制定しなければならない。法律執行人員が随時、迅速に現場に駆けつけ法律を執行できることを保障しなければならない。

関連行政部門が浦東空港總保区で法律執行事項を完成した後、管委会に状況を報告しなければならない。

第二十五条（周辺物流産業園区の管理）

管委会は市政府の授權または浦東新区政府の委託を受けることに基づいて、浦東空港總保区周辺の物流産業園区に対して管理を行う。

第二十六条（實施期日）

本弁法は二〇一〇年七月一日より實施する。

（日綜（上海）投資諮詢有限公司／吳 明憲）